

赤穂市子育て世帯訪問支援業務委託仕様書

1 業務名

赤穂市子育て世帯訪問支援業務

2 業務目的

本業務は、家事、子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に家事等を支援する者（以下「訪問支援員」という。）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより、家庭及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 支援対象者

本事業の対象者（以下「支援対象者」という。）は、赤穂市（以下「本市」という。）に居住し、児童、保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると本市が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他市長が特に必要と認める者

5 支援内容

受託事業者は、訪問支援員を支援対象者の居宅に派遣し、次に掲げる支援のうち、市長が必要と認めるものを実施する。ただし、病児及び病後児の世話並びに感染症患者のいる居宅における支援は行わないものとする。また、訪問支援は、原則、保護者の在宅時に行うものとするが、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は、保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類等の洗濯
- ウ 居宅の清掃及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物

- オ その他日常的な家事に関して特に必要と認められるもの
- (2) 育児・養育支援
 - ア 授乳、食事、おむつ交換、着替え及び入浴（もく浴）の介助
 - イ 保育所等の送迎
 - ウ 宿題の見守り
 - エ 外出時の補助
 - オ その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）
- (4) 本市の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

6 事業者の決定について

- (1) 契約書は本市において作成し、事業者と委託契約を締結する。
- (2) 受託事業者（訪問支援員）は本市が実施する研修を受講すること。

7 訪問支援を行う日、時間帯及び場所

- (1) 訪問支援を行う日は原則として次に掲げる日（以下「除外日」という。）を除く日とする。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定されている休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日まで（イに掲げる日を除く。）
- (2) 訪問支援を行う時間帯は、原則として午前8時から午後7時までの間とする。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の日及び時間帯における訪問支援の実施については、本市が必要と認め、事業者と利用者双方が合意した場合に訪問支援を行うことを可能とする。

8 訪問支援を行う回数及び時間数

1世帯に対し訪問支援を行う回数は、原則月2回とし、訪問支援を行う時間数は、1回につき2時間とする。なお、支援開始後に利用者の急病等、やむを得ない理由により、実施予定に満たない時間内で支援を終了した場合は、2時間に満たない場合であっても2時間実施したものとみなす。

9 予定数量

利用者の世帯区分	対象世帯数	実施時間数	実施回数
生活保護世帯	2件	48時間	24回
市町村民税非課税世帯	3件	72時間	36回
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	1件	24時間	12回
合計	6件	144時間	72回

10 業務内容

(1) 訪問支援員の派遣

受託事業者は、本市が支援対象者から本事業の利用申請を受け、利用の決定を行った後、本市が発行する派遣依頼書に基づき、訪問支援員を派遣するものとする。

(2) 訪問記録票、実績報告書等の本市への提出

ア 随時 訪問後速やかに訪問記録票の画像データを本市に提出すること。また、虐待が疑われる等、緊急を要する場合は本市に速やかに報告すること。

イ 翌月10日まで 業務完了報告書、実績報告書及び訪問記録票（原本）を本市に提出し、本市の検収後、請求書を提出すること。

(3) キャンセルの取扱い

ア 事前キャンセル

利用者が、利用予定日の前日（前日が除外日に当たる場合はその直前の除外日でない日）の正午までにキャンセルの連絡を行った場合は、事前キャンセルの取扱いとし、振替日の調整を行う。

イ 当日キャンセル

（ア） 利用者が、利用予定日の前日（前日が除外日に当たる場合はその直前の除外日でない日）の正午を過ぎてキャンセルの連絡を行った場合又は利用者からの連絡がなく、当日の訪問が中止となった場合は、当日キャンセルの取扱いとし、事業者に連絡があった場合は、利用者から連絡のあった日時及び中止となった日時並びにキャンセル理由を本市に報告すること。

（イ） 当日キャンセル分は振替日の調整はしない。ただし、利用者や対象児童の急な体調変化など、やむを得ない事業があると本市が認めた場合は、当日キャンセル分の振替の日程調整を行う。

(4) 実費の徴収

買物の同行等により交通費等の実費が生じた場合は、実費の内訳を書面により利用者に明示した上で利用者から徴収すること。

(5) 利用者への対応

利用者（申請者）の心身の状態の悪化や児童虐待の疑いなどが生じた場合は、速やかに本市の担当者に連絡し、本市との連携を図ること。

11 委託料

(1) 委託料の算出方法

業務の履行に係る費用は全て委託料に含むものとし、委託料は次に掲げる区分に応じ、アからウに定める方法により算出した額の合計額とする。

ア 訪問支援員の派遣に係る人件費 「9 予定数量」の実施時間数に1時間当たりの派遣に要する費用を乗じて得た額

イ 交通費相当費用 「9 予定数量」の実施回数に1回当たりの派遣に係る交通費

相当費用を乗じて得た額

ウ 事務管理費 この仕様書により実施する事業に必要な1月当たりの事務管理費に6月分を乗じて得た額

(2) キャンセル分の支払

ア 事前キャンセル

事前キャンセル分は、委託料の支払の対象外とする。

イ 当日キャンセル

当日キャンセル分は、当該訪問支援が予定どおり実施されたものとみなし、実施されたときと同様に委託料を支払う。

ウ 自然災害等

自然災害の発生や事業者都合等、利用者に起因しない理由により利用予定に訪問支援を実施できなかった場合は、委託料の支払の対象外とする。

12 利用者負担額

	年度内48時間まで		年度内49時間 から96時間まで		年度内96時間超	
	1時間	1回	1時間	1回	1時間	1回
生活保護世帯	無料	無料	無料	無料	無料	無料
市町村民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料	300円	190円
市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	無料	無料	600円	370円	600円	370円
その他世帯	750円	460円	750円	460円	750円	460円

※利用者負担額は本市が利用者から徴収するが、その他買い物の同行等に伴う実費は利用者が負担し、事業者に直接支払うものとする。

13 実施体制

(1) 体制の確保

事業実施に当たっては、次のとおりスタッフを配置すること。

ア 本事業の管理責任者を配置すること。

イ 訪問支援員の相談指導体制を確保すること。

ウ 苦情相談窓口を設置し、責任者及び担当者を配置すること。

(2) 訪問支援員の要件

訪問支援員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 本市が実施する研修を修了していること。

イ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなるまでの者

- (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(3) 事故発生への対応

業務により生じた事故及び損害については、本市に故意又は重過失のない限り事業者がその負担と責任において処理に当たるものとする。なお、業務により生じた事故等については、遅滞なく口頭及び書面により本市に報告しなければならない。

(4) 記録の整備

訪問支援に関する記録その他業務の実施に当たり作成した帳票類及び経理に関する書類を、事業が終了した翌年度から5年間保存すること。また、保存年限を過ぎた帳票等は裁断又は溶解処理により個人情報識別できない状態にした上で廃棄すること。

(5) 個人情報の取扱い

事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、本市が定める「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

14 その他

本仕様書に明示していない項目については、国が定める子育て世帯訪問支援事業ガイドラインに準じ実施するものとする。